

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

岐 阜 市

届 出 の 手 引 き

(規制区域指定の際に既に行われている工事の届出)

届出期間:令和7年4月1日(火)~令和7年4月21日(月)まで

令和7年4月1日

岐阜市 まちづくり推進部 開発・盛土指導課

目 次

第 1 章 手続編	1
1 用語の定義	2
2 届出を要する工事	4
3 届出を要しない工事	6
4 届出手続の流れ	8
5 区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領	9
（５－１）届出に必要な書類	10
（５－２）届出書及び添付図面記入要領	13
（５－３）届出内容の変更	14
6 提出部数	15
7 問い合わせ先	15
第 2 章 様式編	17
・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（様式第十五）	18
・ 土石の堆積に関する工事の届出書（様式第十六）	19
・ 届出工事の変更届書（作成予定）	20

本手引は、岐阜市において「規制区域指定の際に既に行われている工事の届出手続きをする場合」の取扱いを示したものです。許可申請手続きを確認する場合は、「宅地造成等及び特定盛土等規制法に基づく岐阜市盛土等許可申請の手引き」をご確認ください。

※本手引中の主な略称は、次のとおりです。

法 : 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第百九十一号）
政令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第十六号）
省令 : 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第三号）
細則 : 岐阜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年規則第 45 号）
旧法 : 改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第百九十一号）

第 1 章 手続編

1 用語の定義

本手引き内の用語の定義は、下表のとおりである。

(関係条文：法第2条)

用 語	定 義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地をいう。
公共施設用地	道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地で政令第2条で定められているものをいう。
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいう。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいう。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいう。
土地の形質変更	宅地造成と特定盛土等を併せたものをいう。 (図 1-1 参照)
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定められており、一定期間（許可日から5年以内）の経過後に当該土石を除却するものに限るものをいう。 (図 1-1 参照)
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものをいう。(図 1-2 参照)
土砂	次の①～⑤までのいずれかに該当するものをいう。 ①土 ②石を破砕すること等により土と同等の性状にしたもの ③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第四十八号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
岩石	石の他、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいう。
土	地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土をいう。
石	地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のものをいう。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。 (図 1-1 参照)
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいう。 (政令第1条)
工事主	宅地造成等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
工事施行者	宅地造成等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

図 1-1

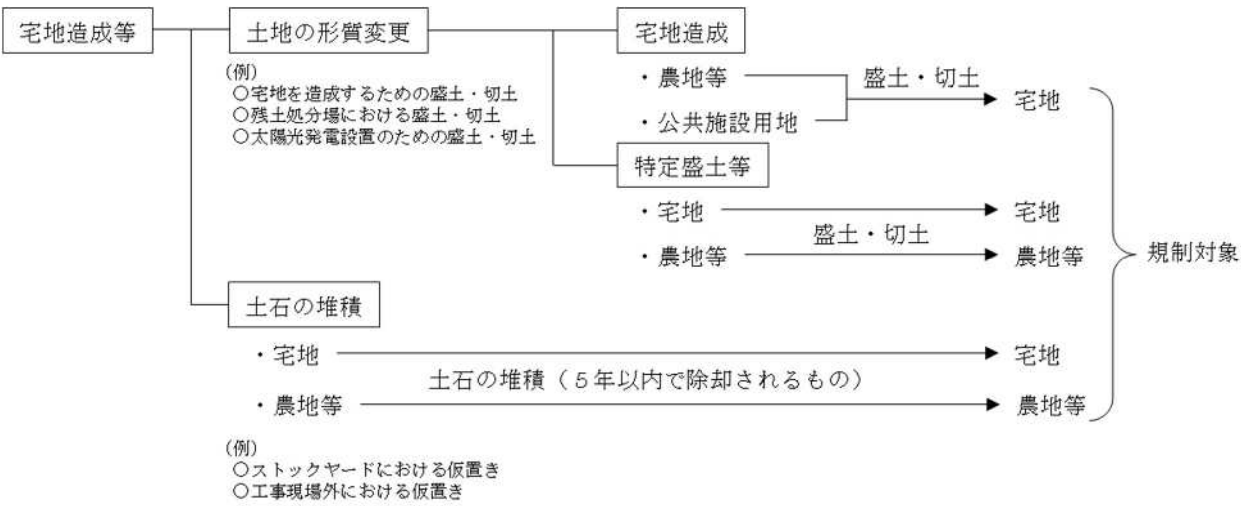
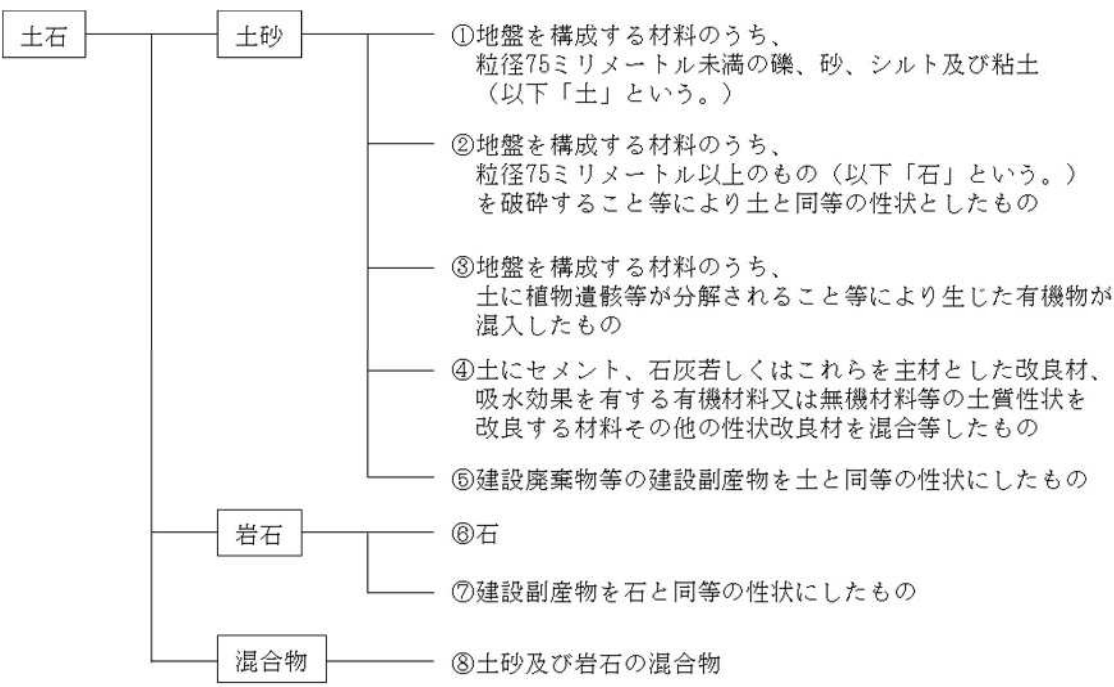


図 1-2



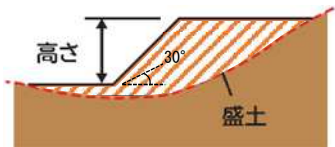
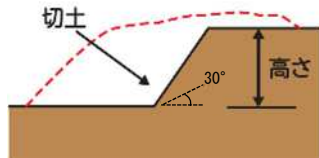
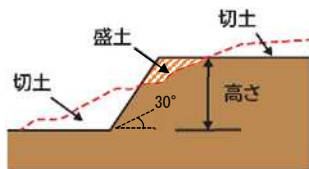
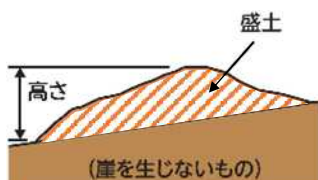
2 届出を要する工事

規制区域の指定日（令和7年4月1日）に、現に盛土・切土や一時的な土石の堆積など規制対象となる工事（下表参照）を行っている場合は、許可は不要だが、指定日から21日以内に岐阜市長にその工事内容を届け出る必要がある。

（関係条文：法第21条第1項）

届出期間：令和7年4月1日(火)～令和7年4月21日(月)まで

■届出を要する工事

土地の形質変更（盛土・切土）		
①盛土で高さが1m超の崖※¹を生ずるもの  【政令第3条第一号】	②切土で高さが2m超の崖※¹を生ずるもの  【政令第3条第二号】	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖※¹を生ずるもの （①、②を除く）  【政令第3条第三号】
④盛土で高さが2m超となるもの （①、③を除く）  【政令第3条第四号】	⑤盛土又は切土をする土地の面積※²が500㎡超となるもの（①～④を除く） ※ 高さ30cm超の盛土又は切土に限る  【政令第3条第五号】	
土石の堆積（仮置き）		
⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積※³が300㎡超となるもの  【政令第4条第一号】	⑦最大時に堆積する高さが30cm超かつ面積※³が500㎡超となるもの  【政令第4条第二号】	

（関係条文：法第2条・政令第3,4条・省令第8条第九号, 十号イ, ロ）

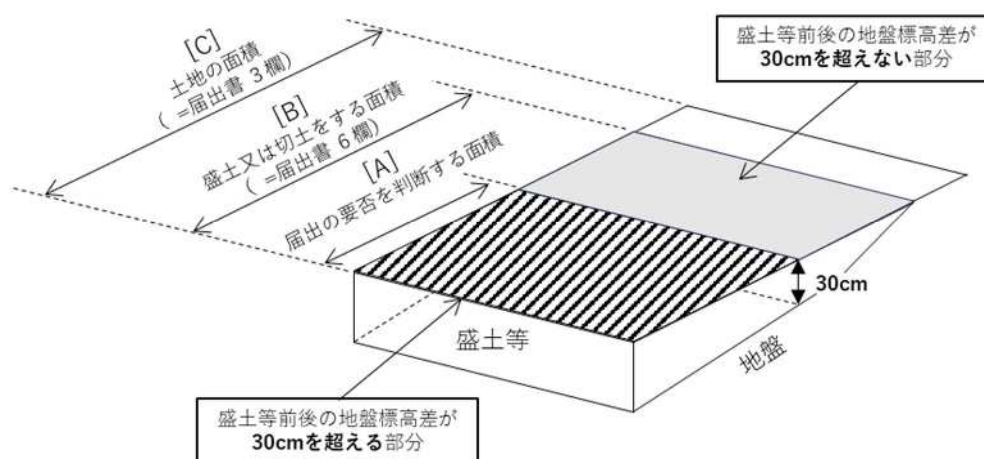
図の出典：国土交通省・農林水産省・林野庁,
「盛土規制法パンフレット（事業者用）」を一部加工
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>)

※1：「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。

※2：面積等の算定方法は、図 2-1 のとおりである。

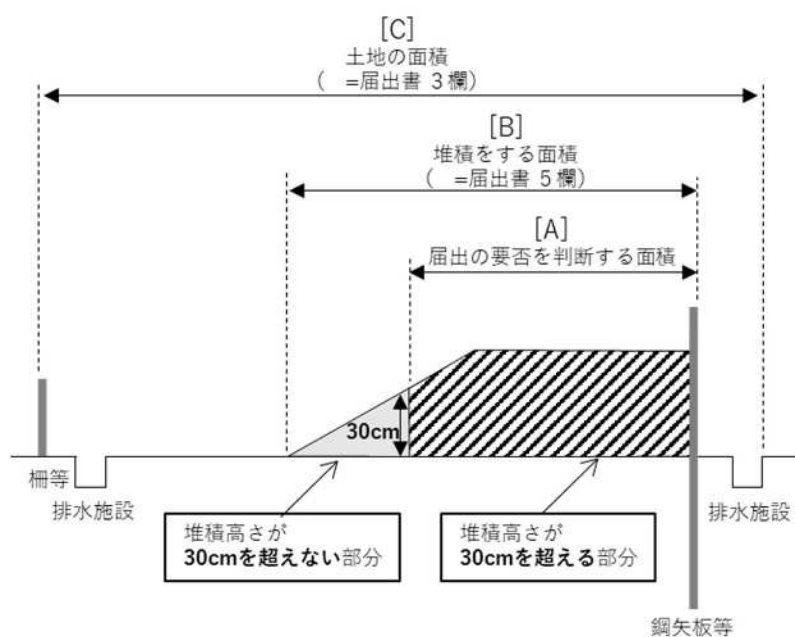
※3：面積等の算定方法は、図 2-2 のとおりである。

図 2-1



[A]：届出の要否を判断する面積
[B]：盛土又は切土をする面積（＝届出書 第 6 欄）
[C]：土地の面積（＝届出書 第 3 欄）

図 2-2



[A]：届出の要否を判断する面積
[B]：堆積をする面積（＝届出書 第 5 欄）
[C]：土地の面積（＝届出書 第 3 欄）

3 届出を要しない工事

下表に記載する工事は届出が不要である。事業計画については事前相談を行うこと。

また、旧法に基づく「宅地造成工事規制区域内」において、指定日より前に、開発許可（都市計画法第 29 条）又は旧宅造許可（旧法第 8 条）を受けているものについても、**届出が不要**となる。詳しくは、「運用開始（規制区域指定）日前後の取扱いについて【詳細】」を確認すること。

■届出を要しない工事

区分	具体的な内容
公共施設用地で 行う工事 〔法第 2 条第 1 項第一号 政令第 2 条 省令第 1 条各項〕	道路※1、公園※2、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、生活整備法※3 第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する下記の施設 〔学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設〕
災害の発生する おそれがないと 認められる工事 〔法第 12 条第 1 項ただし書 政令第 5 条第 1 項各号 省令第 8 条第 1 項各号〕	◎ 鉱山保安法 に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置工事等） ◎ 鉱業法 に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ◎ 採石法 に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ◎ 砂利採取法 に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ◎ 土地改良法 に基づく土地改良事業（農業用水排水施設の新設等）等 ◎ 火薬類取締法 に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ◎ 家畜伝染病予防法 に基づく家畜の死体等の埋却 ◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に基づく廃棄物の処分等 ◎ 土壌対策汚染法 に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ◎ 放射性物質汚染対処特別措置法※4 に基づく廃棄物・除去土壌の保管・処分 ◎森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ◎「 国・地方公共団体・一定の国みなし法人 」が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ◎高さ 2m 以下かつ面積 500 ㎡超の盛土又は切土（政令第 3 条第五号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが 30 cm を超えないものを行う工事 ◎「高さ 2m を超える土石の堆積（政令第 4 条第一号）」であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 ㎡を超えないもの ◎「政令第 4 条第一号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 ㎡を超えるもの（政令第 4 条第二号）」で、土石の堆積をする厚さが 30 cm を超えないもの ◎ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積※5 であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場※6 又はその付近※7 に一時堆積するもの※8
みなし許可となる 工事 〔法第 15 条各項〕	◎国又は都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ◎ 都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可 を受けて行われる工事
その他の 規制対象外となる 行為	<土地の形質変更> ◎農地及び採草放牧地において行われる 通常の営農行為※9 （通常の生産活動、ほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充でその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの） ◎地中埋設物（建築物基礎等）撤去等の解体工事に伴う床掘及び現況地盤までの埋戻し ◎「四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせ嵩上げをして平坦になる場合」（図 3-2①）及び「平坦な面を基準※10 に工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合※11」（図 3-2②） ◎グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ◎自然災害により被災した土地を被災前の地形に原状回復する行為 <土石の堆積> ◎試験、検査等のための試料の堆積 ◎屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における堆積 ◎岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの ◎「主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場」等の敷地内において堆積された商品又は製品の原料となる土石の堆積※12

- ※1：「道路」とは、道路法による道路等の「国又は地方公共団体が管理又は監督する道路」をいう。
- ※2：「公園」とは、「①都市公園法による公園」、「②国又は地方公共団体が管理する公園」、「③自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設」をいう。
- ※3：「生活整備法」とは、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の略。
- ※4：「放射性物質汚染対処特別措置法」とは、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の略。
- ※5：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法〔昭和24年法律第100号〕第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が「本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの」をいう。
- ※6：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。
なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。（図3参照）
- ※7：「その（工事の現場）付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。（図3参照）
- ※8：「工事の現場の付近における土石の堆積」や「やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積」については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行うこと。（図3参照）
- ※9：「通常の営農行為」の範疇に含まれるか否かについては、岐阜市農業委員会事務局に対して事前に確認を行うこと。
- ※10：「四方の土地に既設の水路等がある場合」は、既設の水路等の天端を基準（複数ある場合は「最も低い基準高」とする。（図3-2参照）
- ※11：盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の「人工池を埋め立てる場合」等は、規制対象となる。
- ※12：「主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場」等で、「敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合」や「商品又は製品である土石を堆積する場合」は、規制対象となる。

図 3-1

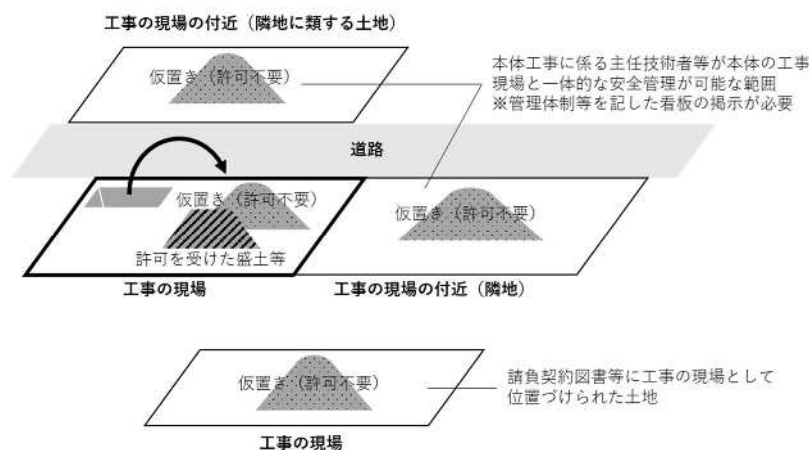
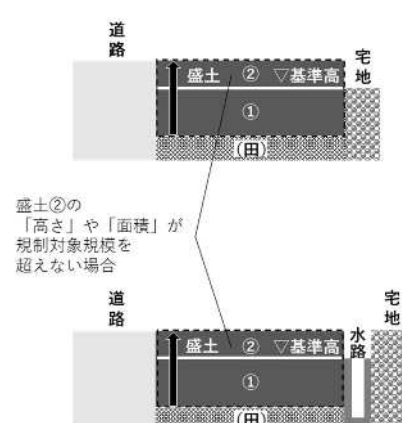
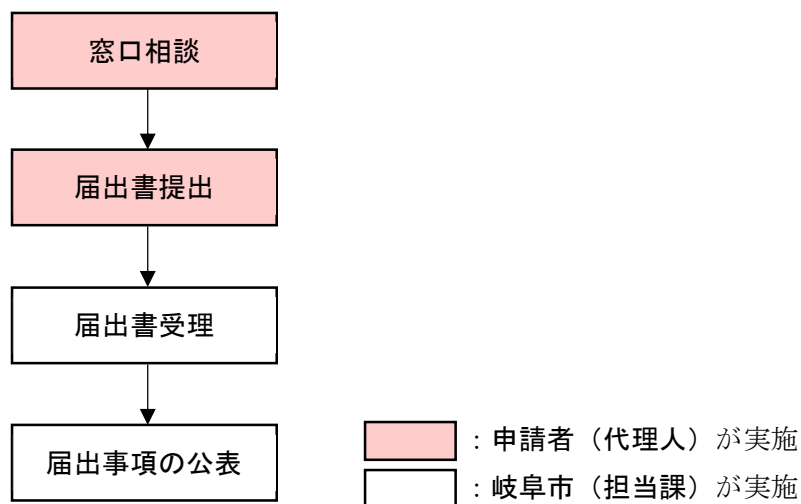


図 3-2



4 届出手続の流れ

区域指定の際に既に行われている工事の届出手続の流れは下図のとおりである。



〔届出に係る公表事項〕

- ・ 工事の届出年月日
- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・ 工事の着手年月日
- ・ 工事の完了予定年月日

（関係条文：法第 21 条第 1 項、第 2 項・省令第 54 条）

5 区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領

(5-1) 届出に必要な書類

土地の形質変更（盛土・切土）又は土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりである。なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合がある。

（関係条文：省令第52条第1項～第4項）

書類の名称	区分		様式	備考
	土地の形質変更	土石の堆積		
1. 届出書	○	○	様式第十五 様式第十六	省令第52条第1項、第3項
2. 添付図面等 （届出地及びその周辺の写真）	△※1	△※1	—	省令第52条第2項、第4項 図面等の添付が必要な規模※2に該当する場合
3. その他の書類 （委任状）	△※1	△※1	—	代理人※3が届出手続きを行う場合 （押印又は自署）

※1 △は備考に該当する場合に提出すること。

※2 図面等の添付が必要な規模は次のとおりである。

行為	対象規模
土地の形質変更 （盛土・切土） （関係条文：政令第23条）	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土をする面積が3,000㎡超となるもの（①～④を除く）
土石の堆積 （関係条文：政令第25条第2項）	⑥最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となるもの ⑦最大時に堆積する面積が3,000㎡超となるもの

※3 代理人とは、行政書士又は行政書士法人である者をいう。（行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されている。）

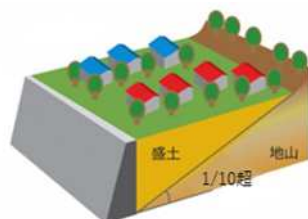
ただし、建築を伴う場合には、建築士による代理手続きも可能である。

(5-2) 届出書及び添付図面等記入要領

(5-2-1 届出書)

(関係条文：省令第52条第1項、第3項（別記様式第十五、十六）)

■土地の形質変更に関する工事

様式第十五項目	記載事項・留意事項等
工事主住所氏名	工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 (押印不要)
1 欄 工事施行者住所氏名	工事を現地で実際に施行している者（請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む）の住所・氏名を記載すること。
2 欄 工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	- 工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。 (記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。) - 代表地点の緯度経度（60進法）については、工事をしている土地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位まで記載すること。 - 緯度経度を調べる際には、「現地での計測」、「国土地理院が公表している地理院地図（URL：https://maps.gsi.go.jp）での確認」等の方法がある。
3 欄 工事をしている土地の面積	- 届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない範囲を含む。 - 少数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。 - 面積の算定方法 「2 許可を要する工事」(P5)を参照
4 欄 盛土のタイプ	盛土のタイプは次の分類から選択すること。（複数選択可） (1) 平地盛土 勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの  (2) 腹付け盛土 勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの  図の出典：国土交通省・農林水産省・林野庁，「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」を一部加工 (https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html) (3) 谷埋め盛土 谷や沢を埋め立てて行う盛土  図の出典：国土交通省・農林水産省・林野庁，「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」を一部加工 (https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html)

5 欄 盛土又は切土の高さ	・盛土の最下端から最上端まで又は切土の最上端から最下端までの垂直高さを記載すること。(最大高さ) ・盛土と切土を同時に行う場合は、最上端から最下端までの垂直高さを記載すること。(最大高さ) ・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。
6 欄 盛土又は切土をする土地の面積	・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。 ・面積の算定方法 「2 届出を要する工事」(P5)を参照
7 欄 盛土又は切土の土量	・盛土又は切土の総土量(30cm 以下も含む)を記載すること。 ・場内で土砂を移動する場合は、盛土と切土双方に土量を記載すること。 ・小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。
8 欄 工事着手年月日	・工事に着手した日を記載すること。
9 欄 工事完了予定年月日	・工事の完了予定年月日を記載すること。
10 欄 工事の進捗状況	・予定通りか、遅延しているかを記載すること。 ・遅延している場合は、その対策も記載すること。

■土石の堆積に関する工事

様式第十六項目	記載事項・留意事項等
工事主住所氏名	工事の実施主体者の住所・氏名を記載すること。 (押印不要)
1 欄 工事施行者住所氏名	工事を現地で実際に施行している者（請負契約によらないで、自らその工事を施行する者も含む）の住所・氏名を記載すること。
2 欄 工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	- 工事を実施している土地のすべての地番を記載すること。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。） - 代表地点の緯度経度（60 進法）については、工事をしている土地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については少数第二位を四捨五入し、少数第一位まで記載すること。 - 緯度経度を調べる際には、「現地での計測」、「国土地理院が公表している地理院地図（URL：https://maps.gsi.go.jp）での確認」等の方法がある。
3 欄 工事をしている土地の面積	- 届出に関連のある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない範囲を含む。 - 小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。 - 面積の算定方法 「2 届出を要する工事」(P5)を参照
4 欄 土石の堆積の最大堆積高さ	- 土石を堆積する高さの最大値を記載すること。 - 小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。
5 欄 土石の堆積を行う土地の面積	- 土石を堆積する面積の最大値を記載すること。 - 小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。 - 面積の算定方法 「1－4 許可を要する工事」(P1-107)を参照
6 欄 土石の堆積の最大堆積土量	- 土石を堆積する土量の最大値を記載すること。 - 小数第三位以下を切り捨て、第二位まで記載すること。
7 欄 工事着手年月日	工事に着手した日を記載すること。
8 欄 工事完了予定年月日	工事の完了予定年月日を記載すること。
9 欄 工事の進捗状況	- 予定通りか、遅延しているかを記載すること。 - 遅延している場合は、その対策も記載すること。

(5 - 2 - 2 添付図面等)

(関係条文：省令第 52 条第 2 項、第 4 項)

図面の名称		明示すべき事項	備考
1. 位置図		・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
2. 地形図		・縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2m の標高差を示すこと。
3. 土地の平面図	土地の形質変更（盛土・切土）	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。
	土石の堆積	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土砂の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
4. 届出地及びその周辺の写真		・盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	

※ 図面には、設計者の氏名を記載すること。

（５－３）届出内容の変更

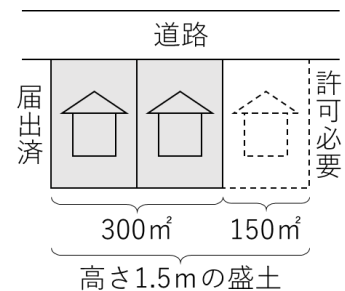
届出に係る事項を変更しようとする場合は、遅滞なく当該変更後の工事の計画を市長に届け出る必要があり、必要な図書は、次のとおりである。

なお、変更内容によっては、許可申請が必要となる場合があるため、計画変更前に事前相談を行うこと。

書類の名称	区分		様式	備考
	土地の 形質変更	土石の堆積		
１．届出工事の変更 届出書	○	○	細則様式 第 14 号	
２．従前の届出の写し	○	○	—	
３．当該変更に関する 図面等	○	○	—	
４．委任状 (押印又は自署)	△	△	—	代理人が届出手続きを行う場合

<許可申請が必要となるケース（政令第３条第一号の例）>

規制区域指定前から、「高さ 1.5m の崖を生じる盛土を行っている土地（300 m²）」で、届出後に計画変更して、「高さ 1.5m の崖を生じる盛土を隣地（150 m²）」で行う場合



6 提出部数

届出書及び必要書類一式を2部作成の上、「開発・盛土指導課」へ提出すること。

7 問い合わせ先

部 署 名	まちづくり推進部 開発・盛土指導課 盛土指導係
所 在 地	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎17階
電 話 番 号	058-214-4509
E - m a i l	kaihatsu-morido@city.gifu.gifu.jp

第 2 章 様式編

様式第十五

正 副

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 }
{ 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名		
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3 工事をしている土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

正 副

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項又は第3項の規定により届け出た工事を次の
とおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	年 月 日
工事をしている土地の所在地及び地番	
工事をしている土地の面積 （第21条第1項関係）	
行おうとする工事の種類及び内容 （第21条第3項関係）	—
変更事項	
変更理由	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
岐 阜 市
届 出 の 手 引 き
(規制区域指定の際に既に行われている工事の届出)

令和7年4月1日

発行： 岐阜市 まちづくり推進部 開発・盛土指導課

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

電話番号 : 058-214-4509

F A X 番号 : 058-264-1760

メールアドレス : kaihatsu-morido@city.gifu.gifu.jp